

中山間地域等直接支払（第３期対策）の
都道府県特認地域及び特認基準（概要）

中山間地域等直接支払交付金（第3期対策）の都道府県特認地域及び特認基準について（概要）

NO	都道府県	特認地域	特認基準
1	北海道	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 三方又は四方が5法地域(海を含む。)に囲まれ、かつ、次の1又は2の要件を満たす旧市町村 1 専業農家率が55%以上、かつ、耕地率が20%以上、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID(人口集中地区)を除く。 2 専業農家率が55%以上で、かつ、次のア及びイの要件を満たすこと ア 耕地率20%未満で、条件不利農用地が85%以上 イ 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(ア)、(イ)の要件を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 (イ) 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ③ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村(旧市町村が無い場合には、地理的・歴史的条件等旧市町村類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲)内の地域。ただし、次の(ア)及び(イ)の基準を満たすこと。 (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。 (イ) 当該地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同程度以下であること。 〔上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする〕 ○ 傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 草地比率が高い(70%以上)市町村の草地 ○ 高齢化・耕作放棄率の高い農地	—
2	青森	① 4法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当し、DID(人口集中地区)を除いた地域(旧市町村、集落) ア 4法地域に隣接し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) 次のaからcのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が県平均(33.8%)以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均(6.0%)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 イ 4法地域に隣接しない場合、上記アの(ア)及び(イ)の要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満 〔上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする〕 ○ 急傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地 ○ 緩傾斜農用地 ○ 草地比率が高い(70%以上)市町村の草地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
3	岩手	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 8法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ④ 8法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域(旧市町村単位又はセンサス集落) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満若しくは当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落での指定の場合は財政力指数の要件は除く) (上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田	—
4	宮城	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア～ウに該当する地域(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上) ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
5	秋田	① 4法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 4法指定地域に隣接せず、次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村、集落) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上、かつ人口密度150人/㎥未満 ④ 4法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度が150人/㎥未満若しくは当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落単位の場合、4法指定地域との隣接は、旧市町村単位で判断し、「当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下」の要件は除く) (上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩急傾斜農用地 ・緩急傾斜農用地と連担する農用地 ・緩急傾斜農用地に別の農業条件不利が加わる場合 ア 高齢化率(30%以上)・耕作放棄率(田5%以上、畑・草地10%以上)が高い イ 狭隘な沢部の小区画水田 ○ 高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑等15%以上)の高い農地	—
6	山形	① 3法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当する地域(旧市町村又はセンサス集落) ア 8法地域に隣接し、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) DIDを含まない地域 (ウ) 次のaからcまでのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が30.1%(県平均)以上 b 耕作放棄率が田で1.6%(県平均)以上又は耕地全体で1.0%(県平均)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.34以下 イ 8法地域に隣接せず、上記アの(ア)から(ウ)までの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○急傾斜農地と連担した緩傾斜農用地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
7	福島	① 3法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 過疎地域に準ずる地域(準過疎地域)。(福島県市町村振興基金貸付規則による)(市町村) (1) 平成10年度の財政力指数が0.42以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村 ア 人口減少率(S35～H7)が25%以上30%未満 イ 人口減少率が20%以上25%未満で65歳以上の人口比率(H7)が19%以上 ウ 人口減少率が20%以上25%未満で15歳以上30歳未満の人口比率(H7)が18%以下 エ 人口減少率(S45～H7)が16%以上19%未満 (2) 平成12年度の財政力指数が0.42以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村 ア 人口減少率(S40～H12)が25%以上30%未満 イ 人口減少率が20%以上25%未満で、65歳以上の人口比率(H12)が19%以上 ウ 人口減少率が20%以上25%未満で、15歳以上30歳未満の人口比率(H12)が18%以下 エ 人口減少率(S50～H12)が16%以上19%未満 ④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村) (1) 農業従事者割合10%以上(H17) (2) 農林地率75%以上(H17) (3) 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下(H17) ⑤ 3法地域に地理的に接し、次の(1)から(3)のすべての要件を満たす地域(旧市町村) (1) 農林業従事者割合10%以上又は農林地率75%以上 (2) DID地区を含まない (3) 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満又は農業就業人口(H12)における高齢化率が全国平均(59.2%)以上若しくは耕作放棄率が全国平均(5.8%)以上 (上記①～⑤の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農用地	—
8	茨城	① 県北西部地域のうち、8法地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が15%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が17%未満 (上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地率が高い(70%以上)地域の草地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
9	栃 木	① 3 法指定地域に隣接する市町村内の農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地	—
10	群 馬	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 農林統計上の中山間地域でない地域にあっては、次に掲げる(A)又は(B)の地域(旧市町村又は農業集落単位) (A) 3 法地域に地理的に接する農用地がある地域にあっては、次の(C)に示す要件のうち、1以上の要件を満たす地域(ただし、農林統計上の都市的地域を除く) (B) (A)以外の地域で、平成12年度から平成21年度において中山間地域等直接支払協定を締結している農用地がある地域は、次の(C)に示す要件のうち、2以上の要件を満たす地域 (C) (A)又は(B)の地域における農業生産条件の不利性を示す要件は、以下のとおり ア 農業従事者割合が県平均(6.0%)以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均(42.5%)以上 ウ 耕作放棄地率が県平均(20.9%)以上 (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田	—
11	埼 玉	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 緩傾斜農用地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
12	千 葉	① 8 法地域に地理的に接する農用地(旧市町村) ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 草地比率の高い草地 ○ 緩傾斜農用地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
13	東 京	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 傾斜農地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
14	神奈川県	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農地	—
15	山梨県	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ DID以外の地域で、次のアからオまでの要件のうち3つ以上の要件を満たす地域。ただし、農林統計上の中山間地域に隣接する地域に限る。(旧市町村又は農業集落単位) ア 農林業従事者割合が10%以上 イ 農林地率が75%以上 ウ 耕作放棄率が全国平均以上又は耕作放棄率上昇度が0.5ポイント以上 エ 農業従事者高齢化率が30%以上 オ 当該地域に属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(農業集落で指定する場合は本要件を除く) (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形の田 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地	—
16	長野県	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のa又はbに該当する地域 a 8法地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が12%以上(新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村又は、DIDを含む旧市町村にあってはDIDを除く地域 ウ 人口8万人以下の旧市町村 b 8法地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が15%以上(新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村 ④ 次のいずれかの要件を満たす地域において、第2期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上(新又は旧市町村単位) b 農林地率が75%以上(新又は旧市町村単位) (上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
17	静岡県	①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②第2期対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たす地域(旧市町村又は集落) ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者割合が県平均以上 ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上 エ 人口減少率が3.5%以上又は人口密度が150人/㎢未満 オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上 (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地	—
18	新潟県	①8法地域に地理的に接する農用地 ②農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ④特別豪雪地帯 ⑤第2期対策で特認地域に指定された地域で、次のいずれかの要件を満たす地域(旧市町村又は集落単位) ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上 (上記①～⑤の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域で、次に掲げる傾斜地以外の農用地 佐渡市：田、畑
19	富山県	①8法地域に地理的に接する農用地 ②農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
20	石 川	① 5 法地域に隣接している旧市町村の範囲にある、以下の地域。 1. 次のア又はイのいずれかに該当する地域であり、かつ、ウの要件を満たす地域 ア 過去10年間の人口が減少し、かつ林野率が75%以上又は耕地の傾斜が1/20以上の割合が50%以上の集落 イ 過去10年間の人口減少率が10%以上及び5 法地域又は1 のアに隣接する集落 ウ 耕作放棄率及び農業従事者割合が、5 法の適用を受ける県内地域全体の率及び割合以上の集落 2. 1 に該当しない地域であって、第2 期対策で特認地域に指定された次のア及びイの要件を満たす地域 ア 林野率が85%以上又は耕地の傾斜が1/20以上の割合が60%以上 イ 耕作放棄率及び農業従事者割合が全国平均(耕作放棄率にあつては中山間地域における平均)以上 (上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
21	福 井	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地	—
22	岐 阜	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農用地	—
23	愛 知	① 4 法地域に接する農林統計上の中間農業地域(旧市町村) (上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
24	三重	①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②第2期対策で特認地域に指定された地域で、5法地域に地理的に接し、高齢化率又は人口減少率が5法地域と同等以上の旧市町村または集落 (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
25	滋賀	①8法地域に地理的に接する農地 ②農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③次のアからウまでの要件を満たす地域(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/㎥未満 ④昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村法施行令第1条第1項に掲げる要件を満たす地域 (上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○上記①～③の地域 - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地及び採草放牧地8度以上) - イ 自然条件により小区画・不整形な田 - ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 ○上記④の地域 - 急傾斜農用地の田(1/20以上)	—
26	京都	①8法地域に地理的に接する農地 ②農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎥未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○傾斜農地(田1/100以上、畑8度以上) ○自然条件により小区画・不整形な田 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
27	大阪	—	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
28	兵庫県	① 4 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ④ 第2期対策において①～③により対象となっていた地域で協定締結していた農地(ただし、平成21年度共同取組活動への充当実績が90%以上であった地域に限る。)※第3期(H22～H26)の期間に限る (上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農地	—
29	奈良県	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地	—
30	和歌山県	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地	—
31	鳥取県	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地と物理的に連担する緩傾斜農用地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
32	島根	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 島根県中山間地域活性化基本条例に規定する中山間地域 1 当該地域の中心を含む5㎢以内の人口が50人以上で、駅、学校、役場、医療機関等までの距離の1日平均運行回数等を点数化した辺地点数が100点以上の地域 2 特定農山村地域に準ずる地域 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が81%以上で、かつ、林野率75%以上 3 過疎地域に準ずる地域 高齢化比率が25%以上又は若年者比率が13%以下(DIDを含む旧市町村は除く。) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地(条例地域のみ)	過疎法、離島振興法、 疎山、村法のいれ、 定農された地域で、 も指げる農用地に 掲げられ、傾斜基準によ ただし、傾斜基準によ り急傾斜単価の交付が 能なり農用地は、傾斜 により急傾斜単価を適用 海士町、西ノ島町及び 隠岐の島町：田、畑、 草地 知夫村：畑、草地
33	岡山	① 5法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地及び採草放牧地8度以上)	—
34	広島	① 5法地域に地理的に接する農用地 ア 5法地域と接している旧市町村(昭和25年2月1日現在)の地域内の農用地(ただし、過去の対策期間において、対象地域であった地域に限る。) ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ ①の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地(ただし、当該農用地面積は左記①の農用地面積の1/2未満) ④ ②の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地(ただし、当該農用地面積は左記②の農用地面積の1/2未満) (上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地及び採草放牧地8度以上) ○自然条件により小区画・不整形な田	—
35	山口	① 8法地域に隣接する集落のうち、高齢化率30%以上又は集落内の農家比率が85%以上 ② 農林統計上の中山間地域のうち、農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上、かつ、人口の減少率3.5%以上で人口密度150人/㎢未満(旧市町村単位) ③ 農林統計上の中山間地域(旧市町村)及び8法地域に隣接する集落で、平成17～21年度に指定され、上記①及び②と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性がある地域(集落) (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○傾斜農用地(田1/100以上、畑及び草地8度以上) ○小区画・不整形な田	離島振興法に基づき指 定された離島振興対策実 施地域で、農業生産条件 の不利性を有する勾配が1 /100未満の田及び8度未 満の畑 萩市見島：田 萩市相島：畑 萩市大島：田、畑

N0	都道府県	特認地域	特認基準
36	徳島	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地	—
37	香川	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地及び採草放牧地8度以上)	—
38	愛媛	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 8法地域に隣接する旧市町村にあって、次のア～オの要件のうち、3つ以上の要件を満たす地域(旧市町村、大字又はセンサス集落の順に適用)。ただし、DIDを除く。 ア 農林業従事者割合が10%以上 イ 農林地率が75%以上 ウ 農林業従事者の高齢化率が39.3%以上 エ 耕作放棄率が9.4%以上 オ 耕地面積に占める急傾斜農用地の割合が50%以上 (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○急傾斜農用地	—
39	高知	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
40	福岡	① 8法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のa又はbに該当する地域(旧市町村、センサス集落) a 8法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満若しくは高齢化率32%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8法地域に隣接しない場合、上記aのA及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率32%以上で、人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満の地域 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地	—
41	佐賀	① 傾斜農用地を有し、8法地域と山で接する旧市町村(8法地域と自然条件が連続する集落に限定) ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農用地 ○ 緩傾斜農用地 次のアからウのいずれかを満たす場合 ア 急傾斜農用地と連担している イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する	—
42	長崎	① 4法地域に接する旧市町村にあり、自然的条件が連続し、かつ急傾斜農地を有する集落 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) (上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農地	離島振興法に基づき指定された、1/100未満の畑(佐世保市松島・高島、平戸、西海を除く)
43	熊本	① 8法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生が懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a) 農業従事者割合が10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村) (b) DIDを含まない地域(旧市町村) (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) ○ 急傾斜農地	—

N0	都道府県	特認地域	特認基準
44	大分	① 8法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) (○急傾斜農地)	—
45	宮崎	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) (○急傾斜農用地)	—
46	鹿児島	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 (上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする) (○急傾斜農用地)	指定開る条域 離れ島、 島域特美が平島村、 振た又別群悪地、 興離は措島い農、 法島奄置で次用地、 に振美法、に里村、 基興群に農掲村、 づ対島規業げ、 き策振定生る、 指実興す産地上 鹿、大内
47	沖縄	—	沖縄本島から離れてい ることな農業生産条件
計		45	6